



福生市長 加藤育男様

福生市国民健康保険運営協議会

会長 池和田 次久

福生市国民健康保険税の賦課方法の見直しについて（答申）

令和5年7月27日付け、福市保発第114号で諮問があったこのことについて、次のとおり答申する。

1 諮問事項

福生市の国民健康保険に加入している世帯の世帯主に対し課する令和6年度以降の福生市国民健康保険税の税率等の見直しについて

2 協議会の結論

福生市の国民健康保険の現状を分析した結果、法定外繰入の段階的な解消、削減へ向けた対応を図るため、令和6年度からの福生市国民健康保険税の税率等の見直しについては、次のとおり改定することが適当と判断する。

区分 年度	医療分		後期高齢者支援金分		介護分	
	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
令和5年度	5.00%	27,000円	2.17%	12,800円	1.73%	13,500円
令和6年度	5.39%	29,700円	2.25%	13,200円	1.79%	14,000円

3 協議会の判断の理由

- (1) 福生市の国民健康保険の現状は、医療の高度化などに伴い、1人当たりの医療費は年々増加している。また、低所得者の割合が高いといった構造的な課題に加え、被用者保険の適用拡大や後期高齢医療制度への移行により被保険者数が減少していることから、国民健康保険税の調定額については減少傾向にあり、多額の法定外繰入により財政運営を維持する厳しい状況が続いている。
- (2) 東京都から示されている国民健康保険運営方針において「一般会計からの法定外繰入を行うことは、給付と負担の関係が不明確となるほか、国保加入者以外の住民にも負担を求めることになる。このため、決算補填等を目的とする法定外一般会計繰入金等の解消・削減すべき赤字について、計画的・段階的な解消・削減が図られるよう取り組む必要がある。」とされている。また、各区市町村の納付金の算定に当たっては、「令和12年度までに医療費指数反映係数を0とする納付金ベースにおける統一を目指すこと」としている。
- (3) 福生市国民健康保険特別会計における法定外繰入は令和4年度決算では5億7,500万円となっている。また、国民健康保険事業費納付金は、令和4年度以降増加傾向にあり、東京都から示される標準保険税率と現行の福生市の保険税率の乖離が大きいのが現状である。法定外繰入の段階的な解消・削減に向け標準保険税率に近づけるよう税率の改定を進めていく必要がある。

4 意見

- (1) 国民健康保険事業費納付金や標準保険税率の動向等を注視し、賦課方法については2年ごとに検証すること。ただし、社会情勢の変化等があった場合は遅滞なく本協議会に情報提供し、必要に応じて税率等の見直しをされたい。

- (2) 財政健全化を図ることは、将来の安定的な国保運営に大切なことであるため、次世代に負担を先延ばしすることのないよう、計画的、段階的に法定外繰入の解消が図られるよう、実効性のある取組を進めること。
- (3) 法定外繰入の解消、削減に当たっては、税率の見直しは必要だが、社会情勢の変化に伴う物価上昇や被保険者の経済状況等に留意されたい。
- (4) 福生市国民健康保険データヘルス計画に基づく保健事業の展開により、被保険者の健康づくりと医療費適正化をより一層推進すること。また、特定健康診査・特定保健指導の受診率の向上を図り、生活習慣病等の予防及び早期発見、早期治療により被保険者の健康の保持、増進に努めること。